

○厚生労働省令第百二十六号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の四第一項及び第六十一条の七第一項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月二十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(法第六十一条の四第一項の休業)

第一百条の十六 介護休業給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）が、次の各号のいずれにも該当する休業（法第六十一条の四第三項に規定する支給単位期間において公共職業安定所長が就業をしていると認める日数が十日以下であるものに限る。）をした場合に、支給する。

一～三 (略)

四 期間を定めて雇用される者にあつては、介護休業開始予定日から起算して九十三日を経過する日から六箇月を経過する日までに、その労働契約（契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者であること。

(削る)

(削る)

2 (略)

(法第六十一条の七第一項の休業)

第一百条の二十二 育児休業給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）が、次の各号のいずれにも該当する休業（法第六十一条の七第三項に規定する支給単位期間において公共職業安定所長が就業をしていると認める日数が十日（十日を超える場合にあつては、公共職業安定所長が就業をしていると認める時間が八十時間）以下であるものに限る。）をした場合に、支給する。

改正前

(法第六十一条の四第一項の休業)

第一百条の十六 介護休業給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）が、次の各号のいずれにも該当する休業（法第六十一条の四第三項に規定する支給単位期間において公共職業安定所長が就業をしていると認める日数が十日以下であるものに限る。）をした場合に、支給する。

一～三 (略)

四 期間を定めて雇用される者にあつては、次のいずれにも該当する者であること。

イ その事業主に引き続き雇用された期間が一年以上である者

ロ 介護休業開始予定日から起算して九十三日を経過する日から六か月を経過する日までに、その労働契約（契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者

2 (略)

(法第六十一条の七第一項の休業)

第一百条の二十二 育児休業給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）が、次の各号のいずれにも該当する休業（法第六十一条の七第三項に規定する支給単位期間において公共職業安定所長が就業をしていると認める日数が十日（十日を超える場合にあつては、公共職業安定所長が就業をしていると認める時間が八十時間）以下であるものに限る。）をした場合に、支給する。

2	<p>一・二 (略)</p> <p>三 次のいずれかに該当することとなつた日後の休業でないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 休業終了予定日とされた日の前日までに、育児休業の申出に係る子が一歳（第一百一条の二十五各号のいずれかに該当する場合にあつては、一歳六か月（第一百一条の二十六で準用する第一百一条の二十五各号のいずれかに該当する場合にあつては、二歳。次号において同じ。））に達したこと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>四 期間を定めて雇用される者にあつては、その養育する子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約（契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者であること。</p> <p>イ (削る)</p> <p>ロ (削る)</p> <p>(略)</p>
---	---

2	<p>一・二 (略)</p> <p>三 次のいずれかに該当することとなつた日後の休業でないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 休業終了予定日とされた日の前日までに、育児休業の申出に係る子が一歳（第一百一条の二十五各号のいずれかに該当する場合にあつては、一歳六か月（第一百一条の二十六で準用する第一百一条の二十五各号のいずれかに該当する場合にあつては、二歳。次号ロにおいて同じ。））に達したこと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>四 期間を定めて雇用される者にあつては、次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>イ その事業主に引き続き雇用された期間が一年以上である者</p> <p>ロ その養育する子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約（契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者</p> <p>(略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の雇用保険法施行規則第一百一条の十六及び第一百一条の二十二の規定は、令和四年四月一日以降に開始した雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業又は同法第六十一条の七第一項に規定する休業について適用する。